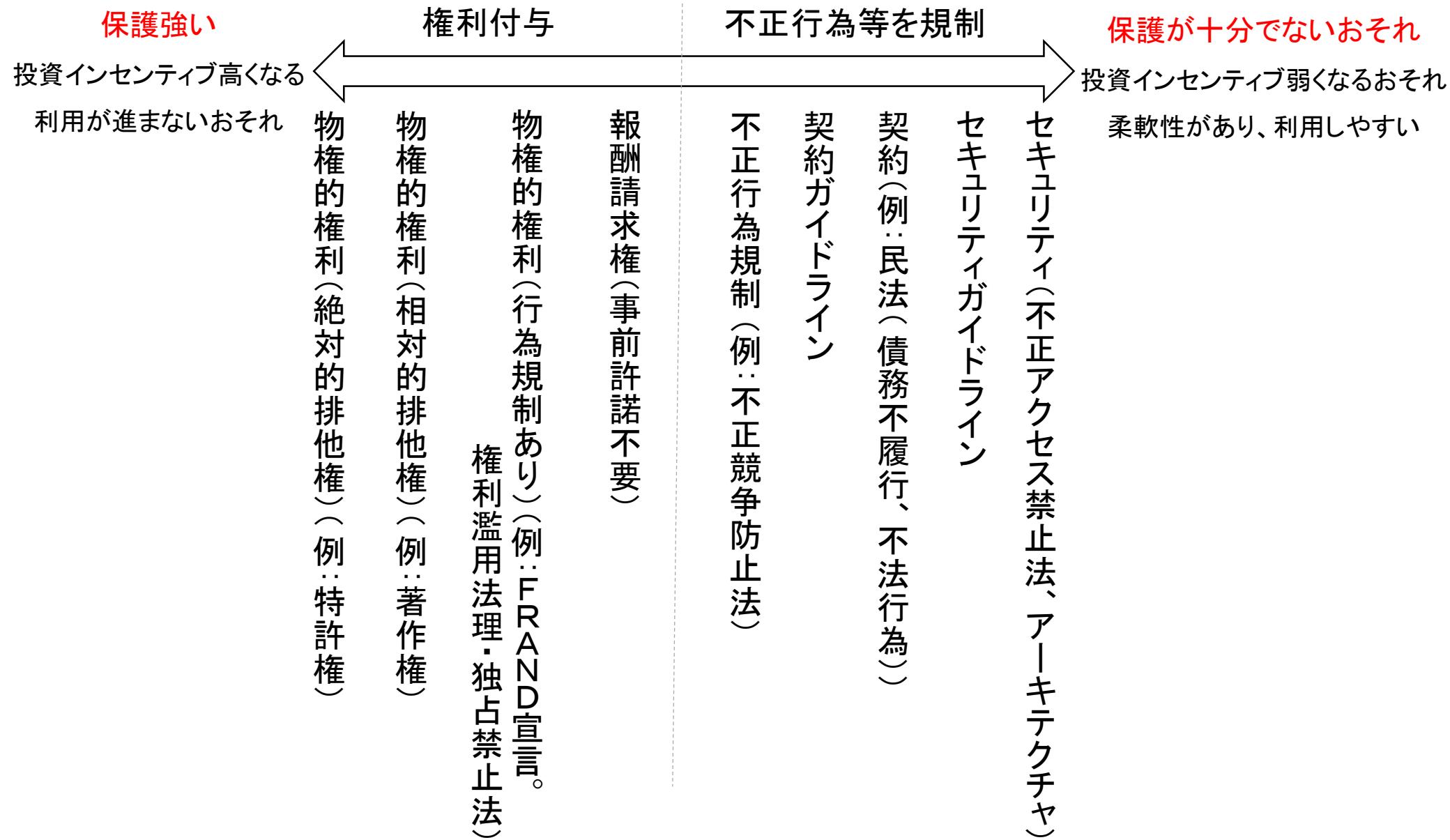


## (参考) 知的財産に関する保護手法の例 (イメージ)



## 4. 論点②に関する具体的な課題の例（AIの作成・保護・利活用の在り方）

### 【現行知財制度上の整理と課題】

現行法上、人間の創意的関与を前提として、権利が発生するように制度が設計されている。

昨今のAIの進化(ディープラーニング)により、人間の関与が薄まってくるのにも関わらず、経済的価値のある創作物が生産されていく可能性があり、また、こうした創作物の生成過程である「学習用データセット」、「学習済みモデル」の価値・重要性が指摘されている。AIの利活用を見据えつつ、現行法制度上の保護のレベルで、投資を回収するに十分な保護になっているのかについて検討する必要がある。

#### ① 学習用データセット

- ・ビッグデータと同様の取扱いで良いのか。学習用データセットに固有の特徴はあるか。
- ・仮に同一で良い場合、創作性がなければ、現行法上、特許権や著作権でも保護されないが、それで良いか。

#### ② 学習済みモデル

- ・学習済みモデルは現行知財制度上どのような取扱いとなるのか。
- ・現行知財制度上の取扱いで保護が不十分な場合、どのような取扱いをすべきか。

⇒ その際に考慮すべき要素

- 〔
- ・完成されたモデルに対して情報の入出力を繰り返せば、元のデータがなくとも類似のモデルを作成できること。
  - ・外見上働きが類似しているモデルがあっても、偶然の一一致なのか依拠しているのか不明であること。
- 〕

#### ③ AI創作物

- ・あらゆるAI創作物を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、市場に提供されることで一定の価値が生じたAI創作物には保護が必要となる可能性があると整理されたが、どのような要素があれば保護が必要となるのか。また、どのような保護を与えるべきか。

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (AI学習用データセット)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

## <AI学習用データセットは誰のものか>

- ◇ 現状のビジネススタイルであれば、ルールがなくとも特に困らない。ただし、AIを競合に対して使うときに、ある顧客から得られたデータを使ってできたAIのデータセットは誰のものか、権利があると交渉の余地があるが、何もなければ交渉もできない。(事業者)

## <法的に保護すべき>

- ◇ AI用データセットであれば、「創作性のないデータベース」でも、**権利を付与して保護すべき。**(学識経験者)
- ◇ AI用データセットから、**データを不正に取得する行為については不正競争の一類型として位置付けるべき。**(学識経験者)

## <アーキテクチャや契約等で良い>

- ◇ オープン化することがそもそも予定されていないので、**アーキテクチャや契約等できちんと保護すれば良く、(権利付与の必要はない)。**(事業者)

## <その他(著作権法第47条の7の対象を明確にすべき)>

- ◇ (AI用データセットの作成にあたって関係のある)日本の著作権法47条の7は非営利性が要件となっておらず、世界的にみても広い規定となっている。しかし、AIの学習への適用を考えた際、対象となる行為が明確ではない。(学識経験者)

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見 (学習済みモデル)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

## <総論>

- ◇ 日本がアメリカにIT,ICTの世界でまた負けないようにするにはデータを囲い込み、学習済みモデルの世界で勝負しなければならない。(事業者)
- ◇ 繰り返しの作業はデータ化が容易で、それにより、データ学習も可能となり、高度なAIの開発も可能である。(事業者)
- ◇ 実務においては、如何に早くアイディアをAIに落としこみ、如何に早くAIに取引データを学習させ、如何に早く実際の取引に結び付けるかが重要である。(事業者)
- ◇ 金融の世界で、より大量のデータを学習したAIに置き換えれば、より精度の高い予測が可能になる。(事業者)

## <法的に保護すべき>

- ◇ 学習済みモデルは、AI創作物を生み出すもので価値の源泉であり、これから産業のコアになっていくものであるから何らかの形で保護が必要になる。(事業者)
- ◇ AIが窃用されてしまうのは、自己責任ではないかと思う。とはいえ、関係者が横流しする場合なども想定し、何かしらの対策を検討しないといけないかもしない。(事業者)
- ◇ 蒸留(distillation)によって簡単な構造で同じ様なモデルが作成することができるようだ。これでは最初に苦労してモデルを作成してもすぐ真似されてしまうことになるので、問題である。(事業者)
- ◇ 特許権のような絶対的排他権を付与するのか、著作権のような相対的排他権を付与するのかを検討すべき。(学識経験者)
- ◇ 学習済みモデルが知財法制度上一番グレーである。現行知財法制度上で保護をするのであれば不正競争防止法ではないか。(学識経験者)
- ◇ 学習済みモデルが製品化されて市場に出回っている場合、通常であればプロテクトがかけられているので、不正競争防止法上の技術的制限手段に該当するので当該プロテクトを解除する行為は不正競争にあたる。(学識経験者)

## <権利を付与すべきではない>

- ◇ 仮に権利を付与したとしても、学習済みモデルから出力されたデータだけでは侵害の有無を判断することは難しく、実効性があるのか疑問。(事業者)
- ◇ 現時点では保護してしまうと発展を阻害するおそれがあるため、権利をすぐに付与すべきではない。(事業者)
- ◇ 不正競争防止法や一般不法行為でカバーできるのではないか。(学識経験者)

# (参考) 有識者・事業者等からの主な意見（学習済みモデル流通、AI創作物その他）

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成。

## ＜学習済みモデルの流通について＞

- ◇ 学習済みモデルは、他社や他分野では利用ができない、流通は難しい。しかし、ニューラルネットワークの構造には汎用性があるため、流通させることが可能である。（事業者）

## ＜AI創作物＞

- ◇ 利用する知恵に関しては日本が強いので、ディープラーニングを利用して面白いコンテンツをつくった者（AI創作物を作った者）を保護すべき。（事業者）
- ◇ AI創作物を流通させるインセンティブや流通に係る投下資本の回収の機会提供が保護の理由であるなら、報酬請求権として利用は自由とするはどうか。（弁護士）
- ◇ （相対的排他権たる）著作物として保護すべきではない（学識経験者、弁護士等多数）。

## ＜その他＞

- ◇ AIにより人間の創作的関与が薄まることは事実なので、著作権や特許権では保護されなくなる懸念がある。人間が作ったことにして保護してもらうか、それとも、営業秘密として秘匿化するしかなくなる。（事業者）
- ◇ 生データから学習済みモデル、AI創作物という一連の流れ全体に、人間の創作的関与があると思うが、これを保護できなかいか。（事業者）